

宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般的に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出でいただきます。

- (1) 宿泊者氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) のぞ他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、申込金として、宿泊期間の基本宿泊料を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返却します。
- 4 第2項の申込金を同様の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告げた場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。

- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めるなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のいかんに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団構成員又は暴力団関係者の他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人での役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病患者・感染症者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に際し暴力の要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 長野県旅館業法施行条例第9条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 保護者の許可のない未成年が宿泊するとき

【宿泊の契約解除権】

第6条 宿泊客は、当館に申し出で、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときには限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の17時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になんでも到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなして処理することができます。

【当館の契約解除権】

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のいかんに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団構成員又は暴力団関係者の他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人での役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病患者・感染症者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に際し暴力の要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 長野県旅館業法施行条例第9条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 禁煙場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けてない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年令・性別・住所・電話番号及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日。尚、旅券は複写し保管いたします
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) のぞ他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれを示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、15時から翌10時までとします。ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日と滞在中の清掃作業時間を除き、終日使用することができます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。但し、当日の客室予約状況により、時間外の客室の使用に応じないことがあります。

- (1) 超過1時間までは、お一人様3,000円以上（サービス料別・税別）

- (2) 超過2時間までは、お一人様6,000円以上（サービス料別・税別）
- (3) 超過3時間以上は、宿泊代（本来出発予定だった日の正規料金を適用）の100%（サービス料別・税別）

【利用規則の遵守】

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内及びタブレット端末に掲示した利用規則に従つていただきます。

【営業時間】

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのご案内、館内の掲示等をご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
 - イ 門限 0時
 - ロ フロントサービス 7時～22時
- (2) 飲食等（施設）サービス時間：
 - イ 朝食 7時30分～9時30分
 - ロ 昼食 11時30分～14時30分
 - ハ 夕食 18時～21時30分
- (3) 附帯サービス施設時間：備え付けのご案内、館内の掲示等をご参照ください。
- 2 前項の時間・場所は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本通販又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロント又は、コンシェルジュに於いて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当館の責任】

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当館は、消防機関から防火基準点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同等の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価値の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかたときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が当館内にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、フロントにお預けにならなかたものに関しては当ホテルの故意又は重大な過失がある場合を除き、3万円を限度として当館はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立つて当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。但し、状況により客室へ事前に届けておく場合があります。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合は、所有者の指示がない又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間当館にて保管し、その後貴重品については、最寄りの警察署へ届け、その他の物品については3ヶ月後に処分させていただきます。（飲食料・新聞・雑誌等に関しては即日処分させていただきます）

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

【駐車の責任】

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を受けたときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 容										
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料 + 朝・夕食料）										
		追加料金	②追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金									
			イ 消費税	ロ 入湯税								
			①	②								

備考1. 基本宿泊料は別に掲示する料金表によります。

- 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準ずる食事と寝具を提供したときは19,800円（税込）、子供用食事と寝具を提供したときは14,300円（税込）をいたします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

	不泊	当日	前日	2日前	3日前	7日前	10日前	14日前	30日前	60日前
14名まで	100%	100%	100%	50%	50%	30%	-	-	-	-
15～30名まで	100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	50%	-
31名以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	50%	20%

（注）1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数分の違約金を收受します。

3. 团体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込をお引き受けした場合はそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数がでた場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただけません。但し、前日及び当日の減員については、違約金を收受します。

4. 当ホテルが指定する特定日はこれに限りません。